

## 福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

(道路計画課)

## 1 改正の趣旨

道路法施行令の一部を改正する政令（平成20年1月18日付け政令第5号）等に伴い、国に準拠した内容で所要の改正をしようとするものである。

## 2 改正の内容

- (1) 県管理道路に係る占用料の額を改定する。
- (2) 道路の占用の許可に係る施設として被災者の居住の用に供する応急仮設住宅を追加する。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。

## 3 施行期日

平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条、第3条第2号（「新幹線鉄道保有機構が建設し、保有し、又は大規模な災害復旧工事を行う鉄道施設並びに」を削る部分に限る。）及び第4条の改正規定は公布の日から、別表10の項の改正規定（「第7条第8号」を「第7条第9号」に改める部分に限る。）及び11の項の改正規定（「第7条第9号及び第10号」を「第7条第10号及び第11号」に改める部分に限る。）は公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

## 条文新旧対照表

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により同意した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占有することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占有の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議が成立した占有の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占有することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占有の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た</p>

新	旧
<p>額（以下この条において「各年度の占用料の額」という。）の合計額（各年度の占用料の額が100円に満たない場合にあつては、当該各年度の占用料の額を100円として合計した額）とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>額（以下この条において「各年度の占用料の額」という。）の合計額（各年度の占用料の額が100円に満たない場合にあつては、当該各年度の占用料の額を100円として合計した額）とする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(占用料の特例等)</p> <p>第3条 知事は、次に掲げる占用物件に係る占用料について、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、同条に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。</p> <p>1 道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第11条の7第1項に規定する応急仮設住宅</p> <p>2 法第35条に規定する事業（政令第18条に規定するものを除く。）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの</p> <p>3 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設</p> <p>4 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件</p> <p>5 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法（昭和32年法律第106号）第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場</p> <p>6 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する額の占用料を徴収することが著しく不適當であると認められる占用物件で、知事が定めるもの</p>	<p>(占用料の特例等)</p> <p>第3条 知事は、次に掲げる占用物件に係る占用料について、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、同条に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。</p> <p>1 法第35条に規定する事業（道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第18条に規定するものを除く。）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの</p> <p>2 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び新幹線鉄道保有機構が建設し、保有し、又は大規模な災害復旧工事を行う鉄道施設並びに鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設</p> <p>3 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件</p> <p>4 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法（昭和32年法律第106号）第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する額の占用料を徴収することが著しく不適當であると認められる占用物件で、知事が定めるもの</p>
<p>(占用料の徴収方法)</p> <p>第4条 占用料は、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により同意した占用の 期間に係る分を、当該占用の許可又は同意をした 日（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））から1月以内に納入通知書により一括</p>	<p>(占用料の徴収方法)</p> <p>第4条 占用料は、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議が成立した占用の期間に係る分を、当該占用の許可をし、又は当該占用の協議が成立した日（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））から1月以内に納入通知書により一括</p>

新

して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。

第5条から第6条まで (略)

別表(第2条関係)

占 用 物 件	単 位	占 用 料		
		所 在 地		
		市の区域	町村の区域	
一 法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	630	530
	第2種電柱		970	820
	第3種電柱		1,300	1,100
	第1種電話柱		560	480
	第2種電話柱		900	760
	第3種電話柱		1,200	1,000
	その他の柱類		56	48
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6	5
	地下に設ける電線その他の線類		3	3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	550	470
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	340	290	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100	950	
郵便差出箱及び信書便差出箱		470	400	
広告塔	表示面積1平	2,000	1,000	

旧

して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。

第5条から第6条まで (略)

別表(第2条関係)

占 用 物 件	単 位	占 用 料		
		所 在 地		
		市の区域	町村の区域	
一 法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,000	770
	第2種電柱		1,600	1,200
	第3種電柱		2,200	1,600
	第1種電話柱		930	690
	第2種電話柱		1,500	1,100
	第3種電話柱		2,100	1,500
	その他の柱類		72	53
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	10	7
	地下に設ける電線その他の線類		5	4
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700	520
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	480	360	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400	1,100	
郵便差出箱及び信書便差出箱		600	450	
広告塔	表示面積1平	4,400	1,100	

新					旧					
			方メートルにつき1年				方メートルにつき1年			
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,100	950	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400	1,100	
二 法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	24	20	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	48	36	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			34	29					
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			51	43	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		72	53	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			67	57	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		95	71	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			100	86	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		190	140	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			130	110					
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			240	200	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		480	360	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			340	290					
	外径が1メートル以上のもの			670	570	外径が1メートル以上のもの		950	710	
三 法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,100	950	三 法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400	1,100	
四 法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額		地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.003を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額		階数が2のもの			Aに0.005を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額		階数が3以上のもの			Aに0.006を乗じて得た額		

新					旧						
	もの		得た額			もの		得た額			
	上空に設ける通路		1,000	510		上空に設ける通路		2,900	710		
	地下に設ける通路		600	310		地下に設ける通路		1,500	360		
	その他のもの		1,100	950		その他のもの		1,400	1,100		
五 法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	20	10	五 法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等_____に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	44	11		
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	200	100		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	440	110		
六 政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	200	100	六 政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	440	110
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000	1,000			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400	1,100
	標識		1本につき1年	900	760		標識		1本につき1年	1,100	850
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	20	10		旗ざお	祭礼、縁日等_____に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	44	11
		その他のもの	1本につき1月	200	100			その他のもの	1本につき1月	440	110
	幕（政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	20	10		幕（政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等_____に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	44	11
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	200	100			その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	440	110
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,000	1,000		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,400	1,100
		その他のもの		1,000	510			その他のもの		2,200	540

新					旧				
七 政令第7条第2号に掲げる工事中施設及び同条第3号に掲げる工事中材料		占用面積1平方メートルにつき1月	200	100	七 政令第7条第2号に掲げる工事中施設及び同条第3号に掲げる工事中材料		占用面積1平方メートルにつき1月	440	110
八 政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1月	110	95	八 政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1月	140	110
九 政令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
						階数が2のもの		Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額
						階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
						階数が4以上のもの		Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
十 政令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額					
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額						
十一 政令第7条第9号に掲げる器具		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.025を乗じて得た額		十 政令第7条第8号に掲げる器具		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.018を乗じて得た額	
十二 政令第7条第	上空、トンネルの上又は高	占用面積1平方メートルに	Aに0.014を乗じ	Aに0.018を乗じ	十一 政令第7条第	上空、トンネルの上又は高	占用面積1平方メートルに	Aに0.006を乗じ	Aに0.008を乗じ
						階数が1のもの			

新					旧							
10号及び第11号に掲げる施設	速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		つき1年	て得た額	て得た額	9号及び第10号に掲げる施設	速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		つき1年	て得た額	て得た額	
										階数が2のもの	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額
										階数が3のもの	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
										階数が4以上のもの	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.025を乗じて得た額		その他のもの			Aに0.018を乗じて得た額			

備考1から6まで (略)

7 Aは、近傍類似の土地（12の項に掲げる施設について、近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

8から9まで (略)

**附 則**

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第3条第2号の改正規定（「新幹線鉄道保有機構が建設し、保有し、又は大規模な災害復旧工事を行う鉄道施設並びに」を削る部分に限る。）及び第4条の改正規定は公布の日から、別表10の項の改正規定（「第7条第8号」を「第7条第9号」に改める部分に限る。）及び同表11の項の改正規定（「第7条第9号及び第10号」を「第7条第10号及び第11号」に改める部分に限る。）は公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

2 改正後の福島県道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。

備考1から6まで (略)

7 Aは、近傍類似の土地（11の項 について、近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

8から9まで (略)

## 道路占用料徴収条例の改正内容 (補足)

### 1 県管理道路に係る占用料の額の改定 (H23. 4. 1 施行)

→・H20.4.1 施行の道路法施行令に準拠。

### 2 道路の占用の許可に係る施設として被災者の居住の用に供する応急仮設住宅を追加

(H23. 4. 1 施行)

→・H20.4.1 施行の道路法施行令に準拠。

### 3 所要の規定の整備 (文言の整理)

○第2条第1項中「協議が成立した占用の」を「同意した占用の」に改める。

→・政令に合わせる。

(公布の日から施行)

○第3条第2号中「新幹線鉄道保有機構が建設し、保有し、又は大規模な災害復旧工事を行う鉄道施設並びに」を削る。

(公布の日から施行)

→・新幹線鉄道保有機構は解散し、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に承継。

○第4条中「協議が成立した占用の」を「同意した占用の」に、「をし、又は当該占用の協議が成立した」を「又は同意をした」に改める。

(公布の日から施行)

→・政令に合わせる。

○別表10の項中「第7条第8号」を「第7条第9号」に改め、同表11の項中「第7条第9号及び第10号」を「第7条第10号及び第11号」に改める。

(公布の日から起算して1月を経過した日から施行)

※周知期間を確保するため。

→政令ではすでに上記2が追加されていることに伴う号ズレの修正。